

令和2年9月1日

(一社) 日本建築士事務所協会連合会

(一社) 滋賀県建築士事務所協会 会長 大村 修
技術法令委員会 委員長 姉川 博則

令和2年度改正建築物省エネ (小規模非住宅設計者向け)

講習会についての案内

改正建築物省エネ法が公布され、令和3年4月から本格的に施工される予定になっております。これにより「300㎡未満の小規模建築物においては建築士から建築主への省エネ性能に関する説明が義務づけられています」このことを受けて、国土交通省補助事業により、設計者を対象とした講習会を(一社)日本建築士事務所協会連合会の主催にて下記の通り開催いたします。

対 象 建築士事務所に所属する建築士

日 時 令和2年12月10日(木)

受付 12時45分～ 13時

講習 13時から 4時間程度(休憩を含む)

場 所 建設会館 4階 大ホール

講習形態 DVD講習

申 込 下部の申込書に必要事項を記入のうえFAXにて送付ください(1事務所2名まで)

送付先 (一社) 滋賀県建築士事務所協会 建設会館3階

TEL: 077-526-4476 FAX: 077-522-9610

申込締切 令和2年11月25日まで (定員50名に達したら終了いたします。)

受講料 無料

※ 当会館には駐車場がございませんので、最寄りの公共交通機関をご利用になるか、びわ湖ホール(有料)をご利用ください。

※ コロナウィルスの状況により中止にする場合もございますのでご了承ください。

※ 当日は、マスク着用をお願いします。

※ 当日、発熱のある方体調のすぐれない方は受講をお控えください。

(令和 年 月 日 申込)

申込書

事務所名:	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 非会員	参加者氏名
事務所住所:		①
TEL:		②
FAX:		
参加者合計	人	